

個人の町民税・県民税の住宅ローン控除が創設!

概要：平成20年度から創設される個人の町民税・県民税の住宅ローン控除について

平成19年からの税源移譲により所得税が減額となり、所得税から控除できる住宅借入金等特別控除（以下、「住宅ローン控除」といいます。）額が減る場合があります。平成11年から平成18年までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合、平成20年度以降、翌年の町民税・県民税（所得割）から控除できるようになりました。

■町民税・県民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要です。

○申告期限

当該年度の初日が属する年の3月15日（平成20年度分の場合は平成20年3月17日）

○提出書類

〔給与収入のみで確定申告書を提出しない方〕

- ・町民税、県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用）
- ・源泉徴収票
- ※金融機関等からの年末借入残高額を事前に把握しておく必要があります。

〔確定申告書を提出される方〕

- ・町民税、県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）
- ※居住開始年月日を事前に把握しておく必要があります。

○提出先

対 象 者	提 出 先
給与収入のみで確定申告書を提出しない方	源泉徴収票を添付して1月1日現在お住まいの市町村へ提出
確定申告書を提出される方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

（注）平成20年1月1日現在、朝日町内にお住まいの方は、朝日町役場総務税務課（税務係）へ提出してください。（郵送での提出もできます。ただし、返信用封筒に宛先、切手を貼ったものを同封ください）

※申告書を提出されても、以下の条件に該当する方など、町民税・県民税においては住宅ローン控除の対象とならない場合もあります。

- ・所得税において住宅ローン控除可能額の全額が控除しきれた場合
- ・所得税において住宅ローン控除の対象となっていた建物を売却されたり、住宅ローンを全額返済されたことにより、所得税において住宅ローン控除とならない場合

※町民税・県民税の住宅ローン控除は、翌年度の町民税・県民税から差し引かれるものであり、この控除の適用を受けることによって税金が還付されるものではありません。

※平成19年以降に入居された方については、町民税・県民税の住宅ローン控除の適用はありませんが、別途所得税において新たな住宅ローン控除制度が設けられています。

高齢者非課税措置廃止の経過措置がなくなります!

概要：平成20年度から町民税・県民税の高齢者非課税措置経過措置が廃止されることについて

65歳以上の方に適用されていた非課税措置が、少子高齢化が急速に進むなかで、年齢に関わらず公平に税負担を分かち合う観点から、平成18年度課税分以降廃止されました。しかし、急激な税負担を軽減する経過措置として、平成18年度から段階的に軽減されてきましたが、平成20年度には、この経過措置がなくなります。

課税年度	内 容	措 置
平成17年度	合計所得金額125万円以下の方	非課税
平成18年度	高齢者非課税措置を廃止 ◆経過措置の第1段階として税額の2/3を減額	課税は1/3
平成19年度	◆経過措置の第2段階として 税額の1/3を減額	課税は2/3
平成20年度	◆経過措置の廃止	全額負担